

議第二百二十二号

指定管理者の指定について

岐阜県長良川スポーツプラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十二条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和五年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南三丁目七番二〇号

株式会社技研サービス

二 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

